

令和4年度 石狩市南地域包括支援センター事業計画

※「石狩市地域包括ケア推進のための基本方針」に基づき作成 ※【★】印は重点目標

(1) 地域包括支援センターの機能拡充【★】

① 相談窓口としての地域包括支援センターの市民周知を継続する。

- ・市民周知として3包括合同作成した広報紙を7月、10月、2月に回覧板にて配布する。
- ・町内会、高齢者クラブ役員等の地域組織を訪問し地域包括支援センターの周知活動を行うとともに地域の実態把握に努める。
- ・地域のスーパーマーケットでの健康チェックと相談コーナーについては感染症の状況を確認しながら、店舗に協調し2回程度の実施を目指す。
- ・障がい福祉課等との連携を強化、複数の支援機関による「チーム」として関わり、複雑化した家族背景を持った事例に対応する。
- ・世代を超えた地域包括支援センターの周知活動を行い、新たな基盤を作る。

② 適切な会議と研修の実施

- ・支援目的に応じた地域ケア会議個別ケース検討会を積極的に行い、必要に応じ介護保険制度枠を超えた幅広い支援機関を参集、個別課題と地域課題を明らかにする。
また石狩圏域共通の地域課題を抽出し、圏域の課題を検討する地域ケア推進会議に提出・検討を行い、新たな資源開発・政策提言へとつなげる。
- ・居宅介護支援事業所訪問：年1回以上石狩圏域包括で実施。介護支援専門員の困りごとやニーズを事業所訪問の中で集約する。
- ・介護支援専門員向け研修会：介護支援専門員連絡会と連携しながら「地域ケア会議」をテーマとして開催する。
- ・包括内における学習等：複雑な背景を持つ世帯に対しての家族支援の必要性と手法について勉強会を行い認識共有。その他随時事例検討会を開催。
- ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員に向けて、市内のインフォーマルサービスについての情報提供を行い、積極的なケアプランへの盛り込みを推奨していく。

(2) 権利擁護の推進

① 高齢者虐待の早期発見、予防のための取り組みと準備

- ・令和3年度に配布した事業所向け虐待支援に関するDVDについて視聴後アンケートを実施し、結果に基づいて出前講座等の活動につなげる。
- ・高齢者虐待への対応として案件が発生した場合には、速やかに対象者の状況を把握し市と連携を取りながら、必ず専門職を含めた複数名での対応を徹底。

② 消費者被害予防に関する取り組み

- ・消費者被害を予防する為、日頃の相談業務の中で早期発見に努め、必要時には消費生活センターへ適切につなぐ。また連携強化の一環として街頭啓発活動への協力を実施。

- ・居宅介護支援事業所介護支援専門員への情報発信や予防教室での周知、啓発。

（３）認知症高齢者への対策【★】

①認知症地域支援推進員の配置

- ・認知症地域支援推進員を中心に、地域の歯科、コンビニ、美容室等を訪問し、認知症ケア向上に関する周知を行う。

②認知症初期集中支援チームとの連携

- ・認知症の事例を把握した場合、初期集中チーム支援の必要性を行政と協議し支援につなぐ。

③民生委員との連携強化

- ・地域の民生委員との連携を強固に持ち、情報共有を行う。状況に応じ、民生委員との同行訪問等を実施、認知症の人と家族が安心できる地域作りを目指す。

④徘徊見守りSOSネットワーク拡充

- ・一般企業、商店、美容室等を訪問し、SOS ネットワークのサポート協力機関を増やす。
- ・南包括独自の徘徊模擬訓練を町内会と連携し、目途として10月に実施予定。

⑤認知症カフェの開催

- ・4月開始のみなカフェ花川みなみが、地域の住民にとって交流や相談ができる場所として定着するように、周知活動を継続。チームオレンジとの連携と協働、また世代を超えた障害支援事業所やひきこもりサポートセンター、認定保育園等とのコラボレーション企画を実施する。

⑥認知症サポーター養成講座の実施

- ・認知症キャラバンメイト養成研修受講のうえ、地域住民や事業所等に講座を実施する。

（４）介護予防の推進

①介護予防啓発、情報提供活動の推進を継続

- ・高齢者クラブ、サロン、地域住民に講話やリハビリ専門職との同行による予防体操等の提案
- ・地域の関係者から得た、生活上心配な高齢者の情報を確認し戸別訪問の実施。

②新たな介護予防拠点作りの働きかけ

- ・新たな集いの場の開拓にも生活支援コーディネーターと連携し情報提供、市民への協力を
行う。

（５）総合事業の推進

①実情ニーズの把握

- ・地域の実情やニーズに合った訪問・通所サービスになっているのか、対象者の意向を今後のサービス体系の整備に反映させる。

②自立支援への取り組み

- ・市が開催する自立支援型地域ケア会議において、提出した事例についての多職種からの助言を得ることで自立に向けたケアマネジメント能力の向上を図る。

(6) 生活支援体制整備事業の推進

①いしかり地域まるごと会議（第1層協議体）への出席

②生活支援コーディネーターとの連携を強化

- ・日頃の総合相談や高齢者クラブ、サロン等での生の声をしっかりと汲み取り、地域にとって不足している課題やニーズを共有する。

(7) 在宅医療と介護連携の推進

①医療機関との連携

- ・在宅医療や終末期医療が提供できる体制の整備に向けてのアプローチとして、入退院時に医療機関へ訪問する機会を確保することで、各在宅サービス事業所の役割分担を明らかにし、スムーズで安心できる在宅生活をサポートする。

令和4年度 石狩市花川中央地域包括支援センター事業計画

※「石狩市地域包括ケア推進のための基本方針」に基づき作成。 ※【★】印は重点目標

（1）地域包括支援センターの機能拡充【★】

①相談窓口としての地域包括支援センターの周知

- ・地域包括支援センターが相談窓口として定着するよう担当地域の各町内会への地域包括支援センターの機能周知の機会を年間2回以上作ります。
- ・担当地域の民生委員協議会の定例会でセンター機能を周知する機会を作る。民生委員との連携を強化し、との連携の強化を図り、地域で生活する一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯などへの同行訪問などを検討、実施します。
- ・地域住民が自主的に集まる集いの場などを訪問し、地域住民に広く地域包括支援センターの機能を周知する機会を作るほか、多様な地域の団体に対しての周知機会を作ることも検討します。
- ・石狩圏域地域包括支援センターで協働し、地域住民に広く、定期的にセンター機能を周知するため、広報誌を作成し配布、回覧できるように活動します。

②地域や関係機関からの相談対応

- ・様々な相談が寄せられることが想定されるが、相談内容を傾聴し、課題の把握に努め、緊急性を判断しつつ、センターで対応するほか、関係機関に適切につなぐようにします。
- ・関係機関につないだあとも、センターとして継続的にフォローを行います。
- ・地域や関係機関からの相談に対して、必要に応じて困難ケースの対応検討のみではなく、重度化防止の観点からも地域ケア会議を積極的に開催する。

③自立支援に資するケアマネジメントの推進

- ・自立支援型地域ケア会議に事例を提出するほか、様々な機会が多職種からの専門的な助言を受けて、ケアマネジメントの資質の向上を図ります。
- ・事業所内、または地域の居宅介護支援事業所や石狩市介護支援専門員連絡会と連携し、事例検討会や研修会を実施し、ケアマネジメントの資質の向上を図ります。

④石狩市介護支援専門員連絡会への参画

- ・事例検討会への参加や合同で行う研修会の検討
- ・石狩市内の居宅介護支援事業所を訪問し、地域のケアマネジャーが抱える課題や実情を把握し、個別ケースへの助言や後方支援及び地域ケア会議の活用やケアマネジメントの質の向上につながるような研修の開催を検討します。活動を通じて地域課題を検討、把握し、解決に向けた取り組みを検討します。

（2）権利擁護の推進【★】

- ①市内地域包括支援センター社会福祉士で作成した高齢者虐待防止リーフレット及びDVDを活用し、勉強会を開催するなどして居宅介護支援事業所をはじめとした多様な介護保険事業所に対して高齢者虐待防止についての周知を行います。

また、居宅介護支援事業所などの介護保険事業所を訪問し、聴き取りなどを通じて高齢者虐待をはじめとした権利擁護に関する課題を抱えるケースの早期発見、早期対応に努めます。

- ②成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用について、石狩市成年後見センターと連携しながらリーフレットなどを活用して提案や周知の機会を作ります。
- ③消費者被害を未然に防げるよう、居宅介護支援事業所などの介護保険事業所へ周知を行います。また、相談業務の中で早期発見に努め、関係機関と連携しながら早期対応を行います。

(3) 認知症高齢者への対策【★】

- ①認知症地域支援推進員の派遣と認知症初期集中支援チームによる支援
 - ・認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるような地域づくりに向けて、多様な機関、店舗、団体を訪問し普及啓発を推進します。
 - ・普及啓発においては、認知症当事者の視点も意識した活動を行います。
 - ・総合相談などの対応でも困難なケースにおいて、認知症初期集中支援チームの活用も含めて認知症の方の支援のセーフティネットとしての活動を行います。
- ②認知症カフェの開催
 - ・認知症カフェを主催し、認知症当事者や認知症の方に関わる方を含めた地域住民が気軽に立ち寄れる場として定着するような周知や工夫を継続します。
 - ・担当地域において認知症カフェの新規立ち上げを支援、検討します。
- ③石狩市徘徊・見守り SOS ネットワークの拡充
 - ・登録機関の増加に資するよう、地域の関係機関や民間企業等への普及啓発を推進します。

(4) 介護予防の推進

- ・町内会や地域住民などを対象に介護の予防や重度化防止の観点で、法人資源や地域の関係機関と協働し、出前講座などの活動を通じて啓発、情報提供の推進を行います。
また、地域包括支援センターとして地域住民の介護予防に資するよう法人資源も含めた関係機関と連携し、定期的、継続的に発信できる場の創設に努めます。
- ・生活支援コーディネーターとの定期的な面談や情報共有を通じて、新たな集いの場の創設、地域住民のニーズに合わせた集いの場の情報提供を進めます。

(5) 総合事業の推進

- ・多様な訪問型、通所型サービスの整備に資するよう、「興味・関心チェックシート」の活用などを通じて実際に利用する対象者からの情報やニーズの吸い上げ、サービス提供者との連携を図ります。
- ・自立支援や介護予防活動の機能を強化するため、地域ケア会議や通いの場などへのリハビリテーション専門職の活用を支援します。

(6) 生活支援体制整備事業の推進

生活支援コーディネーターとの連携強化

- 地域からの相談や介護予防支援、介護予防ケアマネジメントなどを通じて把握した地域住民のニーズなどをもとに協議をし、資源の発掘、強化、創出など必要に応じて協働します。

(7) 在宅医療と介護連携の推進

① いしかり医療と福祉のまちづくり広場の企画運営委員として参画

- 「いしまち広場」の定例会を通じて、地域の医療、介護、福祉の関係者との情報共有と連携を図ります。
- 「いしまち広場」として、地域の支援機関や支援者に対して、知識向上及び連携強化に資するような研修会などの機会を検討、開催します。

② 医療機関との連携

- 受診時、入退院時の医療機関への訪問や相談対応などを通じて医療機関との連携の強化を図ります。
- 介護関係機関、医療機関等を対象とした研修会を共催することを検討し、顔の見える関係づくり、連携の強化を図ります。

令和4年度 石狩市北地域包括支援センター事業計画

※「石狩市地域包括ケア推進のための基本方針」に基づき作成。 ※【★】印は重点目標

(1) 地域包括支援センターの機能拡充【★】

- ①地域からの様々な相談を一旦全て受け止め、必要に応じて実態把握を行い、地域包括支援センターの各業務につなげる。または、適切な機関と調整の上、引き継ぐ。
- ②相談窓口としての地域包括支援センターの周知：地域関係者への周知
 - ・担当エリアの民生委員、町内会役員等、地域関係者に相談窓口としての役割周知を行うことでネットワークを強化する。
 - ・地域における関係機関、地域関係者については、構成、連絡先、地域特性等に関する情報をリスト化し管理する。
- ③地域包括支援センターだよりの発行
 - ・石狩圏域地域包括支援センター合同広報誌に加え、センター独自の広報誌発行を継続する。
- ④地域住民、ケアマネジャーからの相談に対し、地域ケア会議を開催すると共に関係機関のネットワークを強化する。
- ④一般企業、地元大学等、地域の社会資源とのネットワークを強化
 - ・藤女子大→学生、教職員に対する認知症サポーター養成講座の開催、認知所カフェへの参加を検討する。
- ⑤石狩市介護支援専門員連絡会への参画
 - ・市内介護支援専門員に対し、アセスメント向上に向けた研修会を開催（3包括合同）
 - ・石狩市介護支援専門員連絡会事例検討会への参加
 - ・石狩市内の居宅介護支援事業所を訪問し、地域のケアマネジャーが抱える課題や実情を把握する（南包括、花川中央包括と合同）
 - ・介護支援専門員が抱える困難事例に対し、地域ケア会議等を活用し課題解決を支援する。

(2) 権利擁護の推進

- ①高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応のための関係機関との連携強化
 - ・虐待支援に関する実態把握及び周知啓発を目的に居宅介護支援事業所を訪問、DVDを活用した研修会を開催する。
 - ・虐待支援対応職員の対応力向上を目的に市内地域包括支援センター合同で虐待対応スキルアップ研修会を開催する。
- ②消費者被害に関する周知、啓蒙
 - ・消費者協会、北警察署からの情報収集、居宅介護支援事業所への情報発信により被害予防に向けた周知啓蒙活動を行う。

(3) 認知症高齢者への対策【★】

①認知症地域支援推進員の派遣

- ・認知症の方とそのご家族を支える地域づくりに向けた普及啓発、多職種協働の推進。今年度開催予定のRUN 伴、注文をまちがえるレストラン事業への参加。
- ・市内ケアマネジャーを対象に認知症カフェに対する意識調査を座談会形式で開催。
- ・認知症当事者へのアンケート調査実施、結果を石狩市へ提出予定。
- ・市内の歯科クリニック、美容室、コンビニ、大手ショッピングモールに対し、実態把握及び認知症地域支援推進員の周知を行う。

②認知症初期集中支援チーム員としての役割

- ・地域からの認知症に関する相談に対し、実態把握を実施するとともに初期集中支援チームで対応する必要があるケースを見極め、つなぐ。

③徘徊見守り SOS ネットワークの拡充

- ・一般企業、商店等を訪問し、SOS ネットワークのサポート協力機関を増やす。
- ・徘徊見守り等模擬訓練の実施を検討。

④認知症カフェの開催、充実

- ・感染症対策を徹底した「みなカフェ花川北」の開催、オンラインを活用した他機関との連携を模索する

⑤認知症サポーター養成講座の開催

- ・感染予防に配慮した講座開催を検討する

(4) 介護予防の推進

①介護予防の啓発、情報提供を推進

- ・担当エリア内の町内会、活動再開しているサロン、高齢者クラブ等を訪問し、地域関係者より把握した心配な高齢者を対象に戸別訪問による実態把握を実施し、介護予防についての情報発信を行う。

②活動が再開できていないサロン等への再開支援

- ・地域住民の身近にある施設と共同で地域住民に対する介護予防の普及啓発活動を行い、活動再開に向けたきっかけ作りを行う。

③サービス未利用者の要支援者に対する実態把握

- ・要支援認定を受けているサービス未利用者に対し電話連絡、戸別訪問による実態把握を実施し、相談窓口の周知、インフォーマルサービスの活用等、必要な社会資源につなぐ。

(5) 総合事業の推進

①自立支援型地域ケア会議への事例提出

②日常生活支援総合事業への円滑な移行、「自立支援」「積極的なインフォーマルサービス活用」に向けた職員の資質向上

- ・事業所内での事例検討会定期開催（月1回）
- ・新規ケアプラン作成時、認定更新時に「アセスメント、目標達成状況、サービス利用卒

業」を重点にケアプランを点検する。

- ・総合相談支援検討会を開催（月1回）し、センターとしての支援方針検討、継続ケース進捗確認、終結の判断を行う。

（6）生活支援体制整備事業の推進

①生活支援コーディネーターとの連携強化

- ・地域の実情に合わせ休止中の地域サロン等の再開に向けた取り組みを共同で行う。
- ・地域包括支援センター主催の地域ケア会議には、生活支援コーディネーターの参加を促し、地域課題の共有と検討を行う。

②いしかり地域まるごと会議（第1層協議体）への参加

（7）在宅医療と介護連携の推進

①いしかり医療と福祉のまちづくり広場の企画運営委員として参画

②医療機関との連携

- ・医療機関からの相談に対し、院内退院時カンファレンスへの参加、自宅への退院前家庭訪問への同行等、患者さんの退院に向けて速やかな調整を行う。
- ・医療機関からの依頼により外来患者等の実態把握訪問を実施、情報共有と連携を強化する。
- ・市内歯科クリニックへ訪問、実態把握、地域包括支援センターの相談機能周知、認知症サポート協力機関登録の促しを行う。

令和4年度 石狩市厚田地域包括支援センター事業計画

※「石狩市地域包括ケア推進のための基本方針」に基づき作成。※【★】印は重点目標

(1) 地域包括支援センターの機能拡充【★】

- ①相談窓口としての包括支援センターの周知
 - ・厚田包括支援センターだよりを年4回発行する。
 - ・高齢者クラブなどで、健康相談と介護予防の講話、地域包括支援センターの周知を行う。
- ②「ケース検討会」の開催(月2回)

厚田区内の介護サービス事業所やケアマネージャーとともに情報共有や自立に向けた支援、地域課題などを検討する。
- ③75歳以上の方たちを対象とした実態把握調査の実施

高齢者の実態把握や介護予防に関する知識の普及、厚田地域包括支援センターの周知などを目的に訪問を実施する。
- ④見守りマップ更新の実施

厚田地区民生委員協議会に参加し、厚田地区の民生委員と見守りなどの支援が必要な方の状況や地域課題について、情報共有を行う。
- ⑤地域ケア会議の開催と参加
 - ・個別ケース会議や地域課題についての会議を開催する。
 - ・他包括とともに共通する地域課題について話し合う。
- ⑥厚田区の集落支援員と地域課題についての話しあいを行う

(2) 権利擁護の推進

- ①相談窓口としての周知

高齢者クラブ等への訪問や厚田地域包括支援センターだよりの発行をとおして、高齢者虐待や成年後見制度、消費者被害などに関する相談窓口であることを周知する。
- ②高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応

高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応を行うために地域住民や民生委員と協力して、情報の収集を行う。また、区内の介護事業所等へ虐待予防に関する研修会を行い、高齢者虐待予防の普及啓発に努める。
- ③詐欺予防のための講話の実施

消費者協会や地区の駐在員と協力し、詐欺予防についての情報提供を目的に高齢者クラブや介護予防教室で講話を実施する。

(3) 認知症高齢者への対策

- ①脳の健康教室の開催

参加者とスタッフに対して、認知症予防についての説明をおこなう。
- ②認知症サポーター養成講座の開催。

厚田地区民生委員や関係機関等へ認知症サポーター養成講座を行う。

- ③「厚田地域包括支援センターだより」による認知症への知識の普及。

(4) 介護予防の推進

- ①感染症予防に留意しながら、介護予防に資する集いの場の充実やボランティアスタッフの育成に努める。

教室名など	目的	予定回数
1. 転倒予防教室	転倒を予防する体づくり	27回
2. 脳の健康教室	認知症の予防と地域スタッフの育成	24回
3. いきいきハピリ「厚みの会」 「望の会」「虹の会」	閉じこもりの予防と地域スタッフの育成	36回
4. 各高齢者クラブでの講話や 健康相談、体操の実施	介護予防に関する知識の普及と包括支援 センターの周知	20回
5. 冬の運動教室	生活習慣病の予防	3回
6. 健康教室（栄養指導）		6回

(5) 総合事業の推進

- ①要支援1・2の対象者に介護予防ケアマネジメント、介護予防・日常生活支援総合事業の振り分けを行い、適切なサービスが実施できるようにする。

(6) 生活支援体制整備事業の推進

- ①生活支援コーディネーターとともに高齢者の困りごとや地域資源の把握を行い、地域住民が互いに助け合っている活動を支援していくことができるように努める。

(7) 在宅医療と介護連携の推進【★】

在宅医療・介護連携体制整備に向け、入退院時にご家族や病院、地域住民などからの情報に基づき、医療機関などの関係機関と調整を行う。

- ①在宅での介護サービス確保にむけての取り組み
必要なサービスを適切に受けられるように関係機関との連携強化をはかる。
- ②医療機関との連携
本人や家族ができるだけ望むかたちで、自宅での医療をスムーズに受けられるように病院やケアマネと連携し、入退院時や外来通院中の支援を行う。

令和4年度 石狩市浜益地域包括支援センター事業計画

※「石狩市地域包括ケア推進のための基本方針」に基づき作成 ※【★】印は重点目標

(1) 地域包括支援センターの機能拡充【★】

①相談窓口としての包括支援センターの周知

- ・「生き生き通信」を毎月発行する（全戸配布）
- ・「青空体操クラブ」や「縁ジョイクラブ」など介護予防事業に出向き、役割周知を行う。

②地域ケア会議の開催

- ・個別ケース検討会を実施。その後センター内で検討・考察し、地域課題を検討する地域ケア会議を実施する。
- ・地域課題を検討するケア会議には「浜益ケアマネジャーネットワーク会議」を活用。具体的な方法については、地域包括ケア課と協議しながら実施する。

③地域協議会への参加

- ・第8期テーマ「高齢者にやさしいまちづくり」の実現に向け、情報発信や関係者とのネットワークづくりに努める。

(2) 権利擁護の推進【★】

①消費者被害防止に向けての取り組み

- ・「縁ジョイクラブ」の場を利用し、消費生活センター出前講座を実施する。

②司法書士によるミニ講話の実施

- ・「縁ジョイクラブ」の場を利用し、終活ミニ講話を実施する。R4年度は「遺言」をテーマに、幅広い年齢層に参加してもらえよう努める。

(3) 認知症高齢者への対策

①認知症サポーター養成講座の実施

- ・感染予防に留意しながら実施。新規の受講者が増えるよう、周知に工夫を行なう。今年度は、子育て世代が参加できるよう、会場や日程に配慮して行う。

②「生き生き通信」での認知症特集

- ・認知症の知識の普及、早期の相談・受診につなげるため、「生き生き通信」で特集する。

(4) 介護予防の推進

①介護予防事業の継続、情報提供

- ・「青空体操クラブ」「縁ジョイクラブ」を実施する。感染予防に留意しながら、年間を通じて行い、介護予防の普及啓発につとめる。また、一人でも多く参加できるよう会場の選定や、未実施地区への拡大を検討する

②地域サロン「カフェ・クローバー」の活用

- ・高齢者の「出番と役割」を意識し、サロン参加へ繋げる。

- ・「縁ジョイクラブ」等の介護予防事業や、ワークショップの実施について、生活支援コーディネーターやサロンのスタッフと一緒に検討する。

(5) 総合事業の推進

①地域資源の活用

- ・既存の生活支援サービスや、住民同士のインフォーマルな支援を意識した介護予防ケアマネジメントを行なう。

②専門職との連携、

- ・市理学療法士による訪問支援の継続、自立支援や介護予防の推進に努める。

③自立支援型地域ケア会議への参加

- ・自立支援型地域ケア会議における事例提出を行い、参加した他職種とともに課題解決の方向性を検討する。

(6) 生活支援体制整備事業の推進

①高齢者実態把握調査の継続

- ・75歳以上の独居高齢者を対象に継続して実施。生活実態や外出・交流の状況、ニーズ把握に努める。

②生活支援コーディネーターとの連携

- ・生活支援コーディネーターの活動や、第2層協議体の役割を担う自治会連合会、地域協議会へのアプローチを支援する。

③地域講演会開催に向けての取り組み

- ・感染拡大防止ため、昨年度も開催を見合わせている。開催に向け、講師と連絡を取りながら実施時期や開催方法を検討していく。

(7) 在宅医療と介護連携の推進【★】

①入退院時カンファレンス等への積極的な参加

- ・市内に限らずできるだけ出席するよう努め、在宅生活が可能となるよう切れ目のない支援を目指す。

②国保診療所との連携

- ・ケースの情報共有を定例化し（月1回）、支援の方向性について検討する。可能な限り在宅での生活が継続できるよう努める。